



---

## 絶滅危惧種の分布状況と 既存の保護区等の指定状況

---

環境省自然環境局野生生物課

# 希少種の生息・生育地の保全に資する既存の保護区制度の整理

## ● 施行状況評価（令和5～7）における主な指摘

- 今後の希少種保全においては、生息地等の保全を一層重視すべきであること。
- 自然共生サイトのような任意の活動は後押ししつつも、任意の活動主体に任せることだけでなく、希少種の重要な生息地等である場所については、生息地等保護区の指定により、しっかりと法的に担保された規制をかけるべきであること。

## ● 第1回検討会（令和7.10.14）における主な意見

- 絶滅危惧種の「ホットスポット」と考えられる場所を抽出して、生態系をまとめて保全するという視点が重要。
- その中で他法令による保護区や自然共生サイト認定地ではない場所を抽出し、生息・生育する種を確認した上で、具体的に保護区の対象とする種を検討する作業が必要。
- 個別の種に着目して、生物学的観点から保護区指定の優先順位が高いのは、潜在的な分布域が狭く、移動性の低い種といえる。

## ● 資料1－1のポイント

1. 希少種の生息・生育地の保全に資する既存の保護区制度の整理
2. 全国の絶滅危惧種の分布状況と既存保護区の指定状況の重ね合わせ
3. 重要地域における絶滅危惧種の分布状況及び既存保護区の指定状況

⇒ 上記と資料1－2で紹介する個別事例を踏まえ、今後の生息地等保護区の指定にあたって重要な観点を整理するとともに、指定の際の現在の具体的課題を示す。

# **1. 希少種の生息・生育地の保全に資する 既存の保護区制度の整理**

# 生息地等保護区一覧（10カ所）

名称	設定年月日	面積 (ha) ( )は管理地区
羽田ミヤコタナゴ生息地保護区 (栃木県大田原市)	平成6年 12月26日	60.6 (12.8)
北岳キタダケソウ生育地保護区 (山梨県南アルプス市)	平成6年 12月26日	38.5 (38.5)
善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区（京都府京丹後市）	平成18年 7月3日	13.1 (3.9)
大岡アベサンショウウオ生息地保護区（兵庫県豊岡市）	平成10年 11月4日	7.8 (7.8)
山迫ハナシノブ生育地保護区 (熊本県阿蘇郡高森町)	平成8年 6月3日	1.13 (1.13)
北伯母様ハナシノブ生育地保護区 (熊本県阿蘇郡高森町)	平成8年 6月3日	7.05 (1.94)
蘭牟田池ベッコウトンボ生息地保護区（鹿児島県薩摩川内市）	平成8年 6月3日	153 (60)
宇江城岳キクザトサワヘビ生息地保護区（沖縄県久米島町）	平成10年 6月15日	600 (255)
アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区（沖縄県久米島町）	令和3年 7月29日	599 (261)
米原イシガキニイニイ生息地保護区（沖縄県石垣市）	平成15年 11月11日	9.0 (9.0)

○全国10カ所で指定。

○直近では令和3(2021)年7月29日に、アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区（沖縄県久米島町）を新規指定。



⇒ 国内希少種の指定種数（458種）に対して、生息地等保護区の設定種数・設定地点数はごく少数  
 ⇒ 特定第二種については指定例なし

# 生息地等保護区の制度概要

国内希少種について、その生息・生育環境の保全を図る必要があると認めるときは、同法に基づき、生息地等保護区を指定することができる（法36条～第41条）

## 生息地等保護区

### 管理地区

産卵地、繁殖地、餌場等特に重要な区域。  
以下の行為等が禁止されており、**環境大臣の許可**を要する。許可条件を付すことができる。

- 建築物等の新築、増築、改築
- 宅地造成等の土地の形質の変更
- 鉱物の採掘、土石の採取
- 水面の埋立て、干拓
- 河川、湖沼等の水位、水量の変更
- 木竹の伐採

立ち入り制限地区等（環境大臣が別途指定）

### 監視地区（管理地区以外）

以下の行為について、あらかじめ**環境大臣への届出**を要し、届出をしてから30日経過するまで着手できない。  
環境大臣は届出から30日以内であれば行為の禁止・制限、措置命令が可能。

- 建築物等の新築、増築、改築
- 宅地造成等の土地の形質の変更
- 鉱物の採掘、土石の採取
- 水面の埋立て、干拓
- 河川、湖沼等の水位、水量の変更

- ◆ 小型サンショウウオ類やタガメ、ゲンゴロウなど、**里地里山に生息する種が、特定第二種に多く指定**（次ページ）
- ◆ **特定第二種については、現在、販売・頒布目的での行為を除き、保護区においても捕獲等が規制されていない。**
- ⇒ 保護区指定した場合、生息地が明らかになり、**捕獲圧の上昇につながってしまう懸念がある。**  
(特定第二種の保護区指定の必要性については、後述)

# (参考) 特定第二種国内希少種指定種一覧 (令和7年12月時点)

分類群	種名	指定年	分類群	種名	指定年
爬虫類	ヨナグニキノボリトカゲ	令和7年	魚類	ヒバサンショウウオ	令和5年
	トウキョウサンショウウオ			ヤマトサンショウウオ	
	アブサンショウウオ			シコクハコネサンショウウオ	
	アキサンショウウオ			キタサンショウウオ	
	ヤマグチサンショウウオ			ホムラハコネサンショウウオ	
	オオダイガハラサンショウウオ			カワバタモロコ	
	オオイタサンショウウオ			シナイモツゴ	
	ヒガシヒダサンショウウオ			タガメ	
	マホロバサンショウウオ			ゲンゴロウ	
	ベッコウサンショウウオ			ヒメフチトリゲンゴロウ	
両生類	イワミサンショウウオ	令和4年	昆虫類	エゾゲンゴロウモドキ	令和5年
	イヨシマサンショウウオ			マルガタゲンゴロウ	
	イズモサンショウウオ			オオイチモンジシマゲンゴロウ	
	ブチサンショウウオ			オキナワスジゲンゴロウ	
	カスミサンショウウオ			コバンムシ	
	オキサンショウウオ			二枚貝類	令和4年
	チクシブチサンショウウオ			カワシンジュガイ	
	チュウゴクブチサンショウウオ			コガタカワシンジュガイ	
	サンインサンショウウオ			カタハガイ	
	セトウチサンショウウオ			二ホンザリガニ	
	コガタブチサンショウウオ				
計40種					

## (参考) 希少野生動植物種保存基本方針＜抜粋＞

### 第五 国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

(前略) 国内希少野生動植物種の保存のためその個体の生息・生育環境の保全を図る必要があると認めるときは、生息地等保護区を指定する。

#### (2) 生息地等保護区として指定する生息地等の選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性等の観点からその種の個体が良好に生息又は生育している場所、植生、水質、餌条件等の観点からその種の個体の生息・生育環境が良好に維持されている場所及び生息地等としての規模が大きな場所について総合的に検討し、特に指定の効果を考慮した上で、生息地等保護区として優先的に指定すべき生息地等を選定する。なお、複数の絶滅危惧種が集中して分布している場所については積極的に選定する。 生息地等が広域的に分散している種にあっては、主な分布域ごとに主要な生息地等を生息地等保護区に指定するよう努める。

#### (3) 生息地等保護区の区域の範囲

生息地等保護区の区域は、指定種の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であって、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息又は生育に支障が生じることを防止するために一体的に保護を図るべき区域とする。なお、個体の生息地等の区域は、現にその種の個体が生息又は生育している区域とするが、鳥類等行動圏が広い動物の場合には、営巣地、重要な採餌地等その種の個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。 また、複数の国内希少野生動植物種を対象とした生息地等保護区を指定する場合の区域は、各種の個体の保護を図るべき区域の全域を基本とする。

### 2 管理地区の指定方針

#### (1) 管理地区の指定に当たっての基本的考え方

管理地区を指定する場合には、生息地等保護区の中で、繁殖地、重要な採餌地等その種の個体の生息又は生育にとって特に重要な区域を指定する。

※監視地区の指定方針は規定されていない。ただし基本方針中で以下のとおり規定されている。

「指定しようとする生息地等保護区の区域の環境が従前から人の管理行為によって維持されており、指定種の生息地等の環境を適切に維持・管理するためには厳格な行為規制よりも当該管理行為を継続することが重要である場合には、管理地区の指定を伴わない生息地等保護区の指定について積極的に検討する。」

# 希少種の生息・生育地の保全に資する既存の保護区制度の整理

## 生物多様性国家戦略2023-2030による既存の保護区制度一覧

種別	根拠法令	面積等 (令和7(2025)年12月現在)
自然公園 (国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)	自然公園法(及び都道府県条例)	575.4万 ha
自然海浜保全地区	瀬戸内海環境保全特別措置法	91 地区
自然環境保全地域 (原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域)	自然環境保全法(及び都道府県条例)	10.6万 ha
鳥獣保護区 (国指定、都道府県指定)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	350.6万 ha
生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	1,489 ha
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	3,759 ha
特別緑地保全地区	都市緑地法、首都圏近郊緑地保全法 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	2,976 ha
保護林 (森林生態系保護地域、生物群集保護林、希少個体群保護林)	- ※運用通知で設定	101.7万 ha
緑の回廊	- ※運用通知で設定	58.3万 ha
天然記念物(国指定)	文化財保護法	-
都道府県が条例で定めるその他保護区	都道府県条例	-

※ただし、「都道府県が条例で定めるその他保護区」は、その内容が他種多様で、網羅的に制度内容を把握・整理することが困難であるため、対象から除外した。

# 希少種の生息・生育地の保全に資する既存の保護区制度の整理

種別	希少種保全の観点から制度を検討した際に特筆すべき点等
<b>自然公園</b> (国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私有地を含め、<u>広域に行行為規制を行うことにより</u>、同区域内に生息・生育する希少種について、周囲の自然環境を含め、生息地等を保護区として一体的に保全することができる。</li> <li>○特別保護地区、特別地域内における指定動植物、海域公園地区における捕獲等規制動植物については捕獲規制もかかり、<u>当該地域内においては、個体及び生息地等の保護を同時に達成できる</u>。</li> <li>○ただし、指定にあたっては自然環境の資質や面積規模等の指定要件（例えば国立公園であれば原則3万ha以上等）を満たすことが必要。</li> </ul>
<b>自然環境保全地域</b> (原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原生自然環境保全地域では、<u>生息地等保護区よりも厳格な保護が期待できる</u>。</li> <li>○それ以外の地域であっても、要件「工」（野生動植物の生息地等）によって指定された場所については、生息地等保護区と同等の効果が期待できる。</li> </ul>
<b>鳥獣保護区特別保護地区</b> (国指定、都道府県指定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象とする種は鳥類又は哺乳類に限定されるものの、「<u>希少鳥獣生息地</u>」を選定理由として指定する場合は、<u>国内希少種以外の絶滅危惧種も対象となる</u>。</li> <li>○これまで鳥類又は哺乳類を対象とする生息地等保護区の指定事例はないが、鳥獣保護区特別保護地区内においては、生息地等保護区とほぼ同程度の場の保全が期待できる（ただし更新制）。</li> <li>○「<u>希少鳥獣生息地</u>」は現時点で21か所指定されており、<u>鳥類及び哺乳類については、今後、生息地等保護区との役割分担を整理する必要がある</u>。</li> </ul>
<b>保護林</b> (森林生態系保護地域等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法律に基づく制度ではないが、<u>国有林内に生息・生育する種に対しては、保護区とほぼ同等の機能が期待できる</u>。</li> <li>○自然公園と同様、<u>広域に設定されていることから、同区域内に生息・生育する希少種については、周囲の自然環境や移動経路を含め、生息地等が一体的に保全される</u>。</li> </ul>

# 希少種の生息・生育地の保全に資する既存の保護区制度の整理

- 制度目的が異なっても、事実上希少種の生息・生育地を保護する機能を果たす保護区制度は生息地等保護区以外にも多く存在する。
- 例えば、国内希少種に指定された哺乳類又は鳥類に対する保護区設定の検討においては、事実上生息地等保護区と鳥獣保護区の双方が選択肢となる場面が多いと考えられる等、特に生息地等保護区と目的や規制行為等が類似する制度については、希少種の生息・生育地保全の観点からどのような場面でどちらの制度を活用するのか、役割分担を整理する必要がある。
- 今後の保護区の指定にあたっては、上記に掲載した関連制度の保護区指定要件、規制内容等を詳細に分析、整理した上で、対象とする種の特性、保護しようとする場所の広狭や具体的状況等に応じて、適切な手段を選択できることが重要。

## 2. 全国の絶滅危惧種の分布状況と 既存保護区の指定状況

# 全国の絶滅危惧種の分布状況と既存保護区の指定状況

## 絶滅危惧種分布

- 令和7(2025)年度自然環境保全基礎調査総合解析において集約した2次メッシュデータを使用。

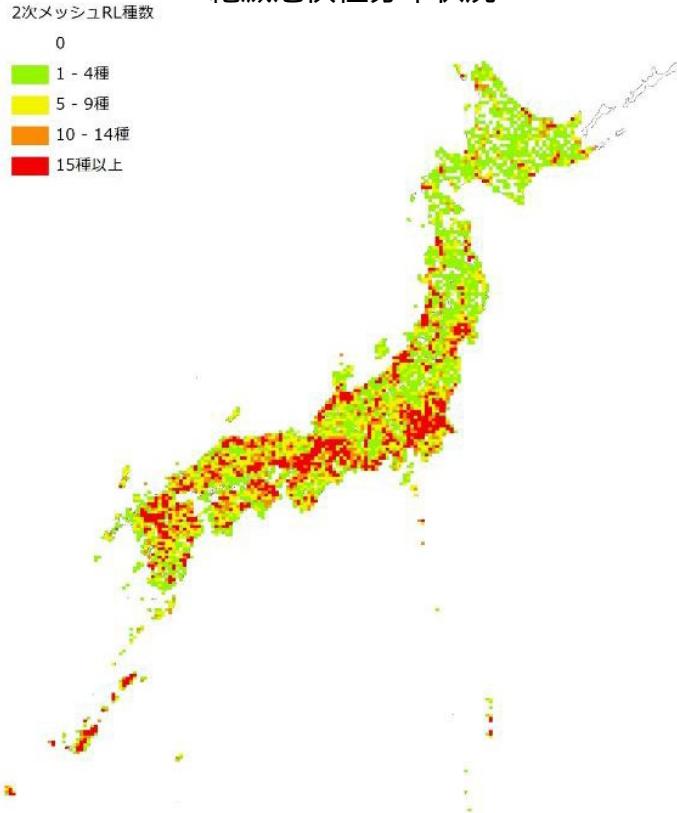
【引用元】環境省生物多様性センター（未公表、2026年度に公表予定）：自然環境保全基礎調査総合解析を一部改変

※絶滅危惧種の分布データの出展は1970年代～2019（令和元）年までの環境省等が実施した各種調査結果。下図は、個別の種の最新の分布情報を必ずしも反映していない点に注意。

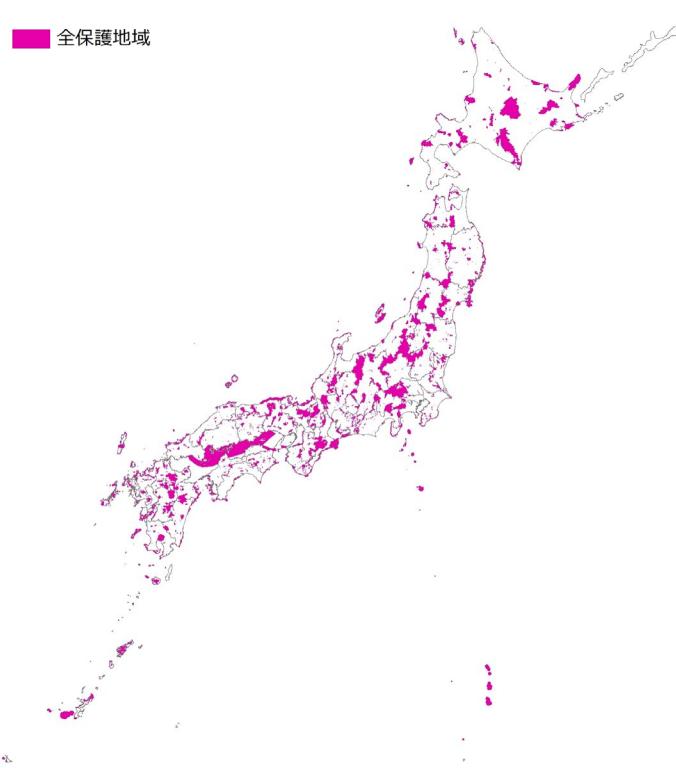
## 各種保護区

- 自然公園（国立公園・国定公園・都道府県立自然公園）、自然環境保全地域（国・都道府県）、鳥獣保護区特別保護地区（国・都道府県）、森林生態系保護地域の区域と絶滅危惧種の分布状況の重ね合わせを実施。

絶滅危惧種分布状況



各種保護区



# 全国の絶滅危惧種の分布状況と既存保護区の指定状況

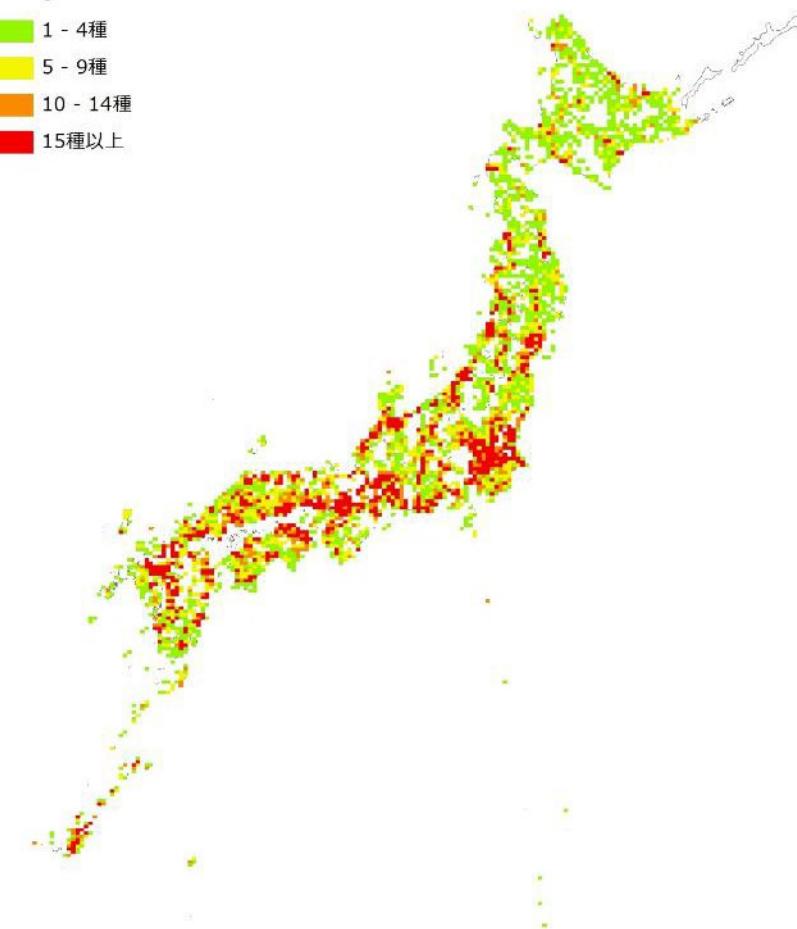
## 集計方法

- 2次メッシュ内で、いずれかの保護区の面積が50%以上 or 25%以上のメッシュを「保護区内」、それに満たないメッシュを「保護区外」と設定。
- その上で各メッシュにおける絶滅危惧種の分布状況を重ね合わせ、メッシュ内に分布する種数ごとに、保護区メッシュ数及び割合を算出

各種保護区外の絶滅危惧種分布状況図(下図は保護区割合:50%換算)

2次メッシュRL種数

- 0
- 1 - 4種
- 5 - 9種
- 10 - 14種
- 15種以上



保護区内／外の基準をメッシュ内面積に占める保護区割合50%とした場合

種数	保護区内 (メッシュ)	保護区内 (割合)	保護区外 (メッシュ)	保護区外 (割合)	総計 (メッシュ)
1-4種	241	13.7%	1,522	86.3%	1,763
5-9種	137	12.0%	1,001	88.0%	1,138
10-14種	52	10.3%	454	89.7%	506
15種以上	57	7.5%	708	92.5%	765

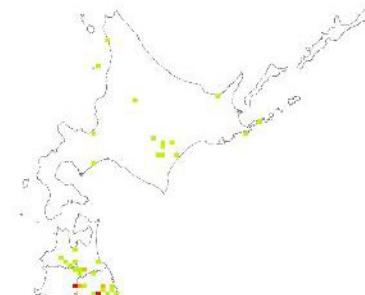
保護区内／外の基準をメッシュ内面積に占める保護区割合25%とした場合

種数	保護区内 (メッシュ)	保護区内 (割合)	保護区外 (メッシュ)	保護区外 (割合)	総計 (メッシュ)
1-4種	419	23.8%	1,344	76.2%	1,763
5-9種	296	26.0%	842	74.0%	1,138
10-14種	122	24.1%	384	75.9%	506
15種以上	131	17.1%	634	82.9%	765

# 全国の絶滅危惧種の分布状況と既存保護区の指定状況（哺乳類）

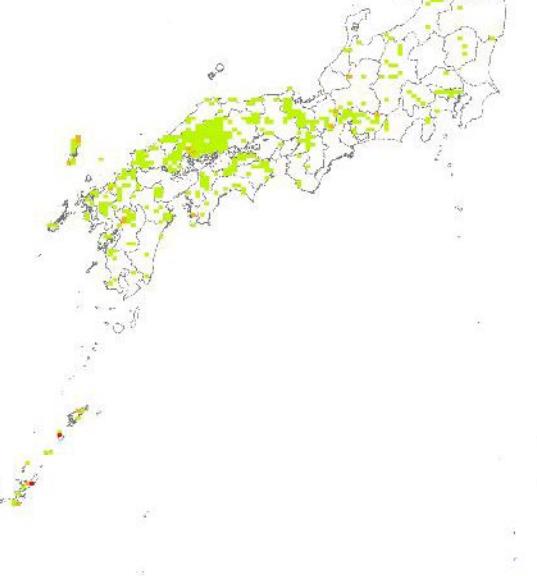
哺乳類種数

- 0
- 1
- 2
- 3



保護区内／外の基準をメッシュ内面積に占める保護区割合50%とした場合

種数	保護区内 (メッシュ)	保護区内 (割合)	保護区外 (メッシュ)	保護区外 (割合)	総計 (メッシュ)
1種	58	11.1%	465	88.9%	58
2種	5	17.9%	23	82.1%	5
3種	4	50.0%	4	50.0%	4
4種	1	100.0%	0	0.0%	1



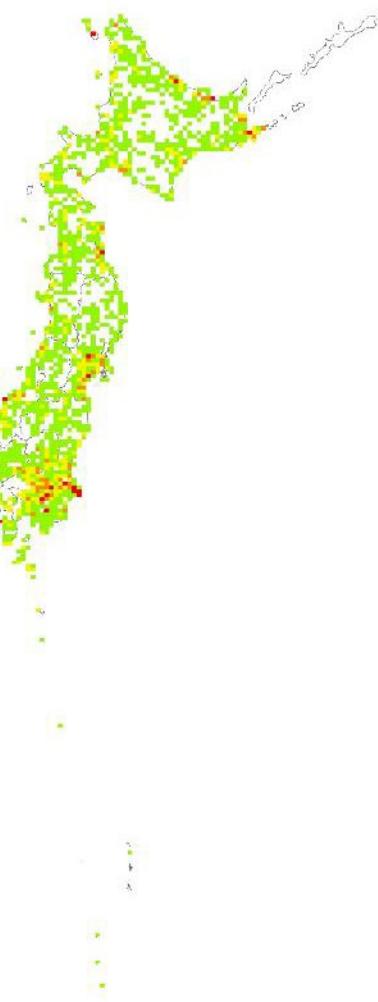
保護区内／外の基準をメッシュ内面積に占める保護区割合25%とした場合

種数	保護区内 (メッシュ)	保護区内 (割合)	保護区外 (メッシュ)	保護区外 (割合)	総計 (メッシュ)
1種	121	23.1%	402	76.9%	121
2種	11	39.3%	17	60.7%	11
3種	5	62.5%	3	37.5%	5
4種	1	100.0%	0	0.0%	1

# 全国の絶滅危惧種の分布状況と既存保護区の指定状況（鳥類）

鳥類種数

- 0
- 1 - 4
- 5 - 9
- 10 - 14
- 15種以上



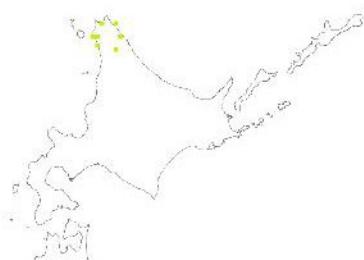
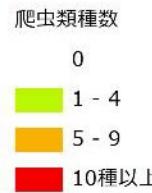
保護区内／外の基準をメッシュ内面積に占める保護区割合50%とした場合

種数	保護区内 (メッシュ)	保護区内 (割合)	保護区外 (メッシュ)	保護区外 (割合)	総計 (メッシュ)
0種	114	13.1%	757	86.9%	871
1-4種	310	12.4%	2,191	87.6%	2,501
5-9種	54	8.9%	552	91.1%	606
10-14種	5	3.7%	130	96.3%	135
15種以上	4	6.8%	55	93.2%	59

保護区内／外の基準をメッシュ内面積に占める保護区割合25%とした場合

種数	保護区内 (メッシュ)	保護区内 (割合)	保護区外 (メッシュ)	保護区外 (割合)	総計 (メッシュ)
0種	193	22.2%	678	77.8%	871
1-4種	612	24.5%	1,889	75.5%	2,501
5-9種	133	21.9%	473	78.1%	606
10-14種	18	13.3%	117	86.7%	135
15種以上	12	20.3%	47	79.7%	59

# 全国の絶滅危惧種の分布状況と既存保護区の指定状況（爬虫類）



保護区内／外の基準をメッシュ内面積に占める保護区割合50%とした場合

種数	保護区内 (メッシュ)	保護区内 (割合)	保護区外 (メッシュ)	保護区外 (割合)	総計 (メッシュ)
1-4種	18	10.6%	152	89.4%	170
5-9種	7	31.8%	15	68.2%	22
10種以上	0	0.0%	1	100.0%	1



保護区内／外の基準をメッシュ内面積に占める保護区割合25%とした場合

種数	保護区内 (メッシュ)	保護区内 (割合)	保護区外 (メッシュ)	保護区外 (割合)	総計 (メッシュ)
1-4種	45	26.5%	125	73.5%	170
5-9種	10	45.5%	12	54.5%	22
10種以上	0	0.0%	1	100.0%	1

# 絶滅危惧ホットスポット抽出と各種保護区内外の分布（両生類）

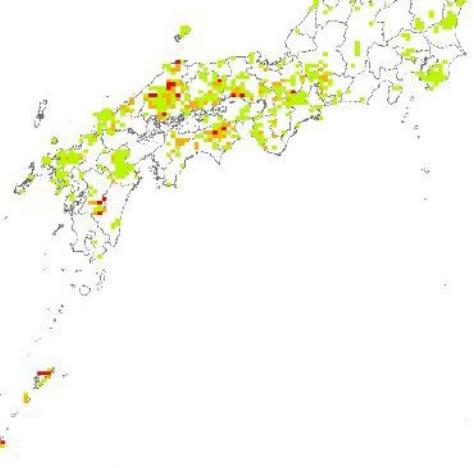
両生類種数

- 0
- 1
- 2
- 3



保護区内／外の基準をメッシュ内面積に占める保護区割合50%とした場合

種数	保護区内 (メッシュ)	保護区内 (割合)	保護区外 (メッシュ)	保護区外 (割合)	総計 (メッシュ)
1種	49	9.8%	452	90.2%	501
2種	14	12.5%	98	87.5%	112
3種	3	12.0%	22	88.0%	25
4種	4	100.0%	0	0.0%	4

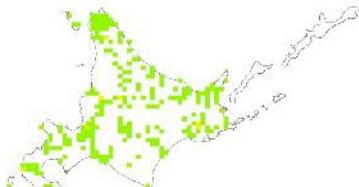


保護区内／外の基準をメッシュ内面積に占める保護区割合25%とした場合

種数	保護区内 (メッシュ)	保護区内 (割合)	保護区外 (メッシュ)	保護区外 (割合)	総計 (メッシュ)
1種	122	24.4%	379	75.6%	501
2種	31	27.7%	81	72.3%	112
3種	7	28.0%	18	72.0%	25
4種	4	100.0%		0.0%	4

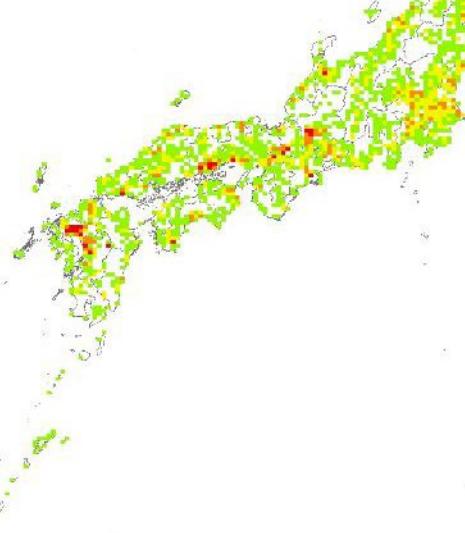
# 絶滅危惧ホットスポット抽出と各種保護区内外の分布（汽水・淡水魚類）

汽水・淡水魚類種数



保護区内／外の基準をメッシュ内面積に占める保護区割合50%とした場合

種数	保護区内 (メッシュ)	保護区内 (割合)	保護区外 (メッシュ)	保護区外 (割合)	総計 (メッシュ)
1-4種	166	10.8%	1,373	89.2%	1,539
5-9種	26	5.9%	416	94.1%	442
10-14種	4	3.3%	117	96.7%	121
15種以上	1	3.8%	25	96.2%	26



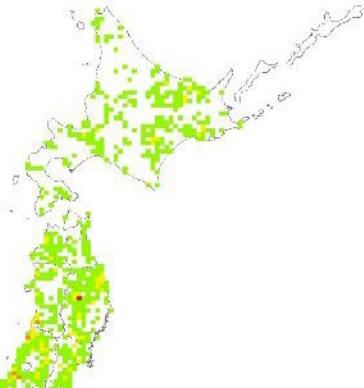
保護区内／外の基準をメッシュ内面積に占める保護区割合25%とした場合

種数	保護区内 (メッシュ)	保護区内 (割合)	保護区外 (メッシュ)	保護区外 (割合)	総計 (メッシュ)
1-4種	363	23.6%	1,176	76.4%	1,539
5-9種	57	12.9%	385	87.1%	442
10-14種	12	9.9%	109	90.1%	121
15種以上	5	19.2%	21	80.8%	26

# 全国の絶滅危惧種の分布状況と既存保護区の指定状況（昆虫類）

昆虫類種数

- 0
- 1 - 4
- 5 - 9
- 10 - 14
- 15種以上



保護区内／外の基準をメッシュ内面積に占める保護区割合50%とした場合

種数	保護区内 (メッシュ)	保護区内 (割合)	保護区外 (メッシュ)	保護区外 (割合)	総計 (メッシュ)
1-4種	252	12.2%	1,809	87.8%	2,061
5-9種	45	10.2%	396	89.8%	441
10-14種	2	3.1%	62	96.9%	64
15種以上	2	40.0%	3	60.0%	5



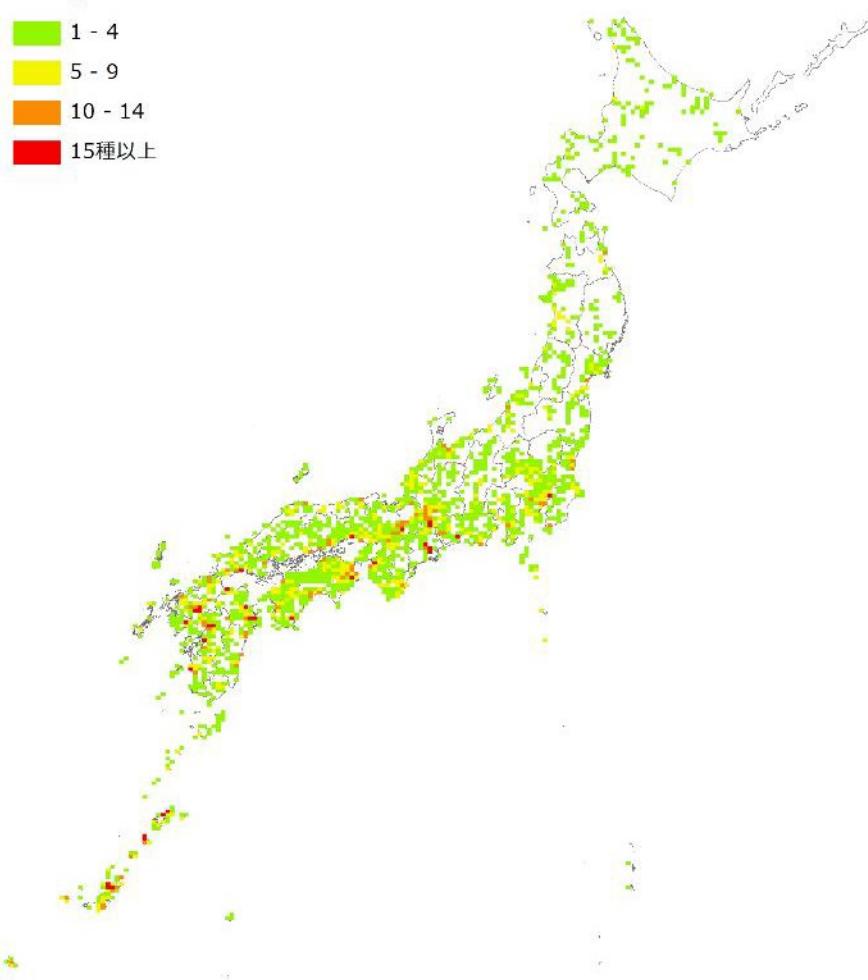
保護区内／外の基準をメッシュ内面積に占める保護区割合25%とした場合

種数	保護区内 (メッシュ)	保護区内 (割合)	保護区外 (メッシュ)	保護区外 (割合)	総計 (メッシュ)
1-4種	500	24.3%	1,561	75.7%	2,061
5-9種	94	21.3%	347	78.7%	441
10-14種	9	14.1%	55	85.9%	64
15種以上	2	40.0%	3	60.0%	5

# 全国の絶滅危惧種の分布状況と既存保護区の指定状況（陸産貝類）

陸生貝類種数

- 0
- 1 - 4
- 5 - 9
- 10 - 14
- 15種以上



保護区内／外の基準をメッシュ内面積に占める保護区割合50%とした場合

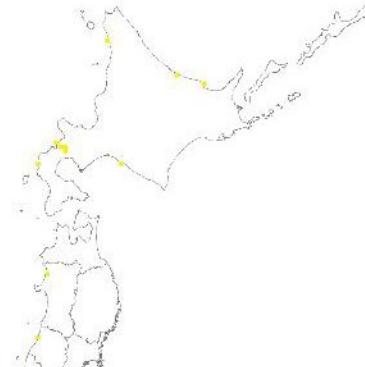
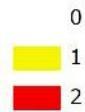
種数	保護区内 (メッシュ)	保護区内 (割合)	保護区外(メッシュ)	保護区外 (割合)	総計 (メッシュ)
1-4種	151	10.0%	1,366	90.0%	1,517
5-9種	42	10.6%	356	89.4%	398
10-14種	9	10.0%	81	90.0%	90
15種以上	3	8.6%	32	91.4%	35

保護区内／外の基準をメッシュ内面積に占める保護区割合25%とした場合

種数	保護区内 (メッシュ)	保護区内 (割合)	保護区外(メッシュ)	保護区外 (割合)	総計 (メッシュ)
1-4種	348	22.9%	1,169	77.1%	1,517
5-9種	86	21.6%	312	78.4%	398
10-14種	20	22.2%	70	77.8%	90
15種以上	14	40.0%	21	60.0%	35

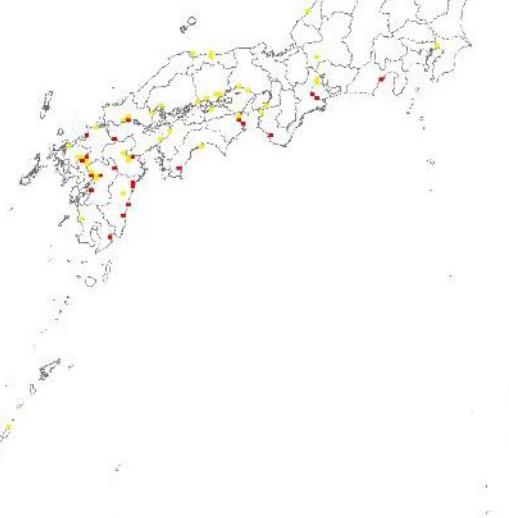
# 全国の絶滅危惧種の分布状況と既存保護区の指定状況 (陸産貝類を除く陸域無脊椎動物)

陸その他無脊椎種数



保護区内／外の基準をメッシュ内面積に占める保護区割合50%とした場合

種数	保護区内 (メッシュ)	保護区内 (割合)	保護区外 (メッシュ)	保護区外 (割合)	総計 (メッシュ)
1種	9	14.1%	55	85.9%	64
2種	0	0.0%	22	100.0%	22
3種	0	0.0%	1	100.0%	1



保護区内／外の基準をメッシュ内面積に占める保護区割合25%とした場合

種数	保護区内 (メッシュ)	保護区内 (割合)	保護区外 (メッシュ)	保護区外 (割合)	総計 (メッシュ)
1種	13	20.3%	51	79.7%	64
2種	1	4.5%	21	95.5%	22
3種	1	100.0%	0	0.0%	1

## 全国の絶滅危惧種の分布状況と既存保護区の指定状況のまとめ

- 全体的な傾向として、関東地方、中部～近畿地方、九州地方をはじめとする平野部と考えられる地域に、絶滅危惧種が集中して分布する場所が多く見られるものの、これらの地域を含めて、当該メッシュの50%以上の面積が保護区指定されている割合は10%前後に留まる。
- 移動性が高く、相対的に種ごとの分布・移動範囲が広いと考えられる鳥類については、同所的に確認される絶滅危惧種の種数が多い場所ほど、保護区の指定割合が低くなる。
- 反対に、移動性が低い種が多く含まれる両生類、昆虫類、陸産貝類等に関しても、同所的に確認される絶滅危惧種の種数が多く、それぞれの分類群の生息地として比較的重要と考えられる場所についても、保護区の指定割合は低い。

※ 2次メッシュデータに対して基準を設定し、機械的に算出した数値であるため、メッシュ内で実際に希少種が生息・生育している区域には保護区が設定されているというメッシュが。保護区として算出されていない例がある等、希少種の分布地に対する保護区指定割合に関する正確な数値はより高くなる可能性が高いことに留意。

⇒ 今後も保護区の指定を継続する必要があることを前提に、分類群あるいは地域ごとに各種の詳細な分布情報を収集・整理し、より正確な分布域に対する保護区の設定状況を把握する必要がある。

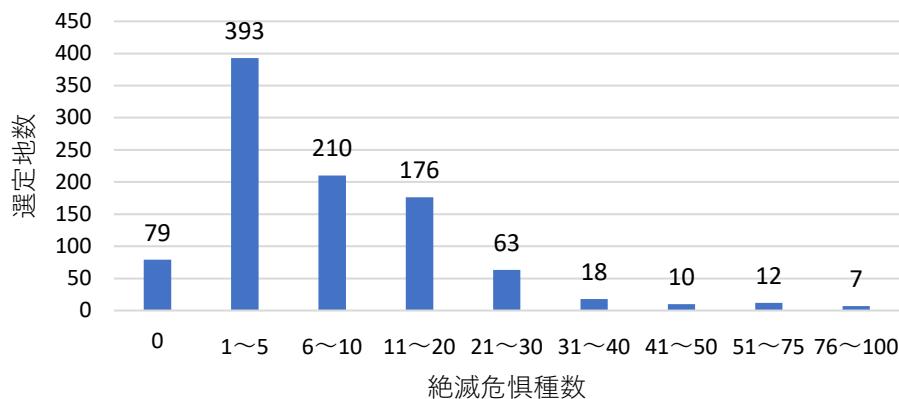
### 3. 「重要里地里山」及び「重要湿地」における 絶滅危惧種・国内希少種の分布状況

# 重要里地里山及び重要湿地における絶滅危惧種の生息状況

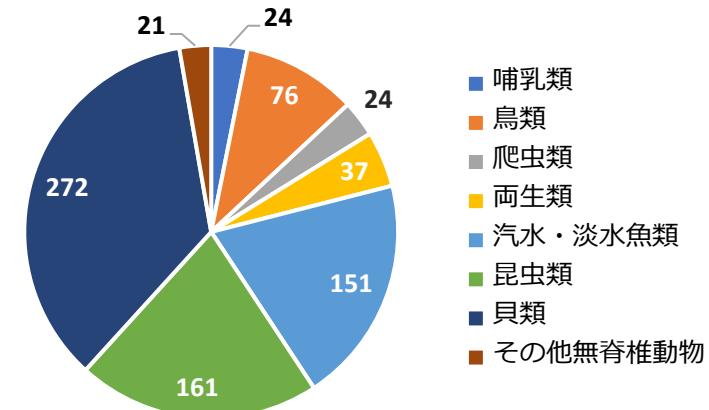
- 重要里地里山・重要湿地（以下、「重要地域」という）のうち、生物種の情報がある**968箇所**について、**絶滅危惧種（※）が分布している地域は889箇所（91.8%）**。
- 種数別では、絶滅危惧種が1～5種分布している地域が最も多い、レッドリストにおけるカテゴリー別では絶滅危惧Ⅰ類（375種、49.0%）及び絶滅危惧Ⅱ類（391種、51.0%）の割合がほぼ同程度であった。
- 重要地域内に分布する絶滅危惧種（動物）は766種となり、貝類が最も多く（272種：35.5%）、次いで昆虫類（161種：21.0%）、汽水・淡水魚類（151種：19.7%）となった。※記録されているのは動物のみであり、植物は整理されていない。

【データ引用元】令和6年度30by30達成に向けた重要里地里山等における情報収集業務報告書（令和7年2月、環境省自然環境局自然環境計画課）

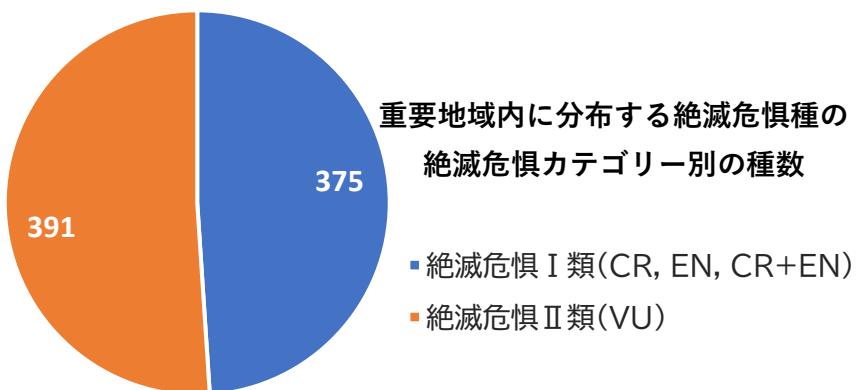
絶滅危惧種が分布する重要地域数（種数別）



絶滅危惧種が分布する重要地域内の分類群別割合



重要地域内に分布する絶滅危惧種の  
絶滅危惧カテゴリー別の種数



- 絶滅危惧Ⅰ類(CR, EN, CR+EN)
- 絶滅危惧Ⅱ類(VU)

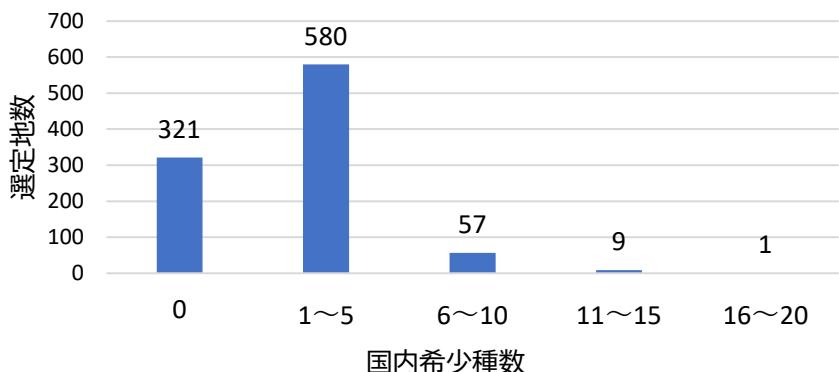
分類群	種数	割合
哺乳類	272	35.5%
鳥類	151	19.7%
爬虫類	161	21.0%
両生類	37	4.8%
汽水・淡水魚類	24	3.1%
昆虫類	24	3.1%
貝類	76	9.9%
その他無脊椎動物	21	2.7%
合計	766	100.0%

# 重要里地里山及び重要湿地における国内希少種の生息状況

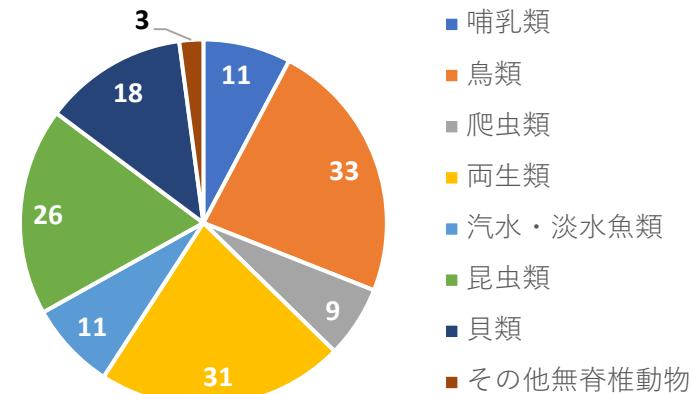
- 重要地域の内、生物種の情報がある**968箇所**について、**国内希少種が分布している地域は647箇所（66.8%）**。
- 重要地域内に分布する国内希少種（動物）は142種となり、鳥類が最も多く（33種：23.2%）、次いで両生類（31種：21.8%）、昆虫類（26種：18.3.7%）となった。※記録されているのは動物のみであり、植物は整理されていない。

【データ引用元】令和6年度30by30達成に向けた重要里地里山等における情報収集業務報告書（令和7年2月,環境省自然環境局自然環境計画課）

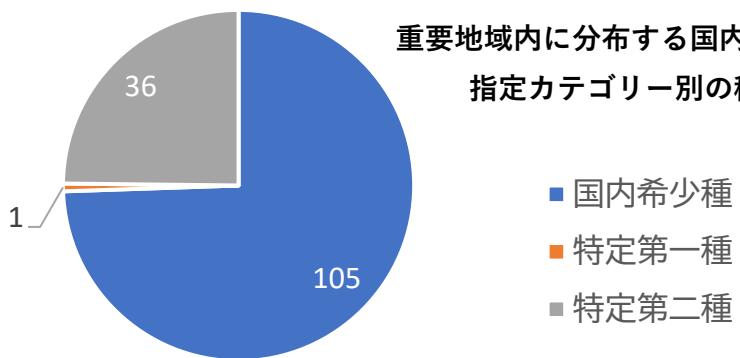
国内希少種が分布する重要地域数（種数別）



国内希少種が分布する重要地域内の分類群別割合



重要地域内に分布する国内希少種の指定カテゴリー別の種数



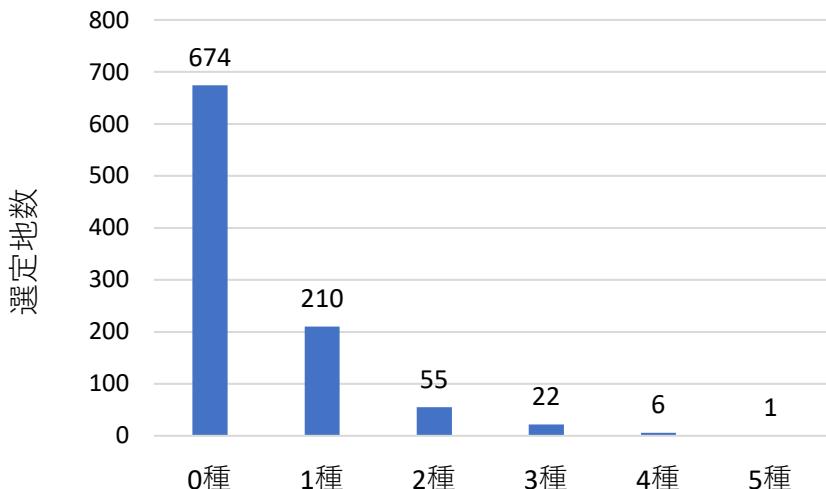
分類群	国内希少種種数	割 合
哺乳類	11	7.7%
鳥類	33	23.2%
爬虫類	9	6.3%
両生類	31	21.8%
汽水・淡水魚類	11	7.7%
昆虫類	26	18.3%
貝類	18	12.7%
その他無脊椎動物	3	2.1%
合計	142	100.0%

# 重要里地里山及び重要湿地における特定第二種の生息状況

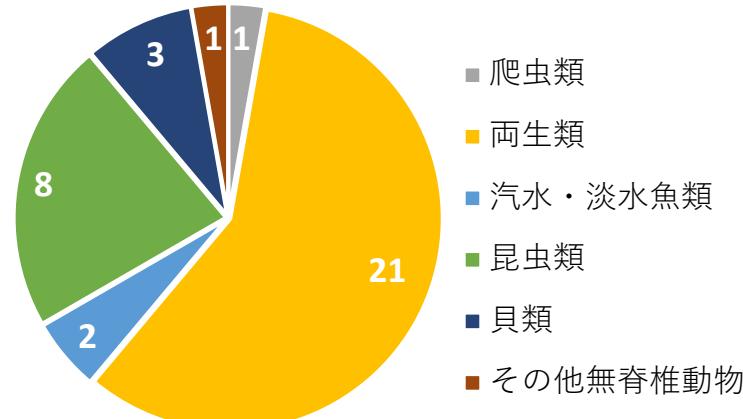
- 重要地域の内、生物種の情報がある968箇所について、**特定第二種が分布している地域は294箇所（30.4%）**。
- 分類群別では両生類が最も多く（21種、58%）、次いで昆虫類（8種、22%）、貝類（3種、8%）となった。

【データ引用元】令和6年度30by30達成に向けた重要里地里山等における情報収集業務報告書（令和7年2月 環境省自然環境局自然環境計画課）

特定第二種国内希少種が生息する重要地域の数



特定第二種国内希少種が生息する重要地域の分類群別割合種数



分類群	種数	割合
爬虫類	1	3%
両生類	21	58%
汽水・淡水魚類	2	6%
昆虫類	8	22%
貝類	3	8%
その他無脊椎動物	1	3%
合計	36	100%

# 重要里地里山及び重要湿地の区域と既存保護区の指定状況

- 全国の重要里地里山・重要湿地の選定区域面積に対する既存保護区の指定状況は以下のとおり。
- 重要里地里山の総面積に対する保護区指定割合は**20.5%**、重要湿地の総面積に対する保護区指定割合は**25.8%**。
- 重要里地里山のうち**255箇所**（全体の**51.0%**）、重要湿地のうち**198箇所**（全体の**31.3%**）については、全ての区域において何ら保護区が指定されていない。
- 重要区域のうち**75%以上が保護区指定されている割合**は、重要里地里山において**11.6%**、重要湿地において**28.0%**に留まる。

※保護区として重ね合わせたのは、自然公園（国立公園・国定公園・都道府県立自然公園）、自然環境保全地域（国・都道府県）、鳥獣保護区特別保護地区（国・都道府県）、森林生態系保護地域の指定区域。また面積及び重複割合についてはGISベースで算出。

## 全国の重要里地里山・重要湿地の保護区指定状況

重要地域種別	総面積(km <sup>2</sup> )	保護地域重複面積(km <sup>2</sup> )	割合(%)
重要里地里山	27,257.5	5,588.1	<b>20.5%</b>
重要湿地	42,683.1	11,016.2	<b>25.8%</b>

### 重要里地里山の保護区指定状況(割合別)

保護地域との重複割合	箇所数	箇所数／総計
0%(保護区指定なし)	<b>255</b>	<b>51.0%</b>
25%未満	103	20.6%
25%以上50%未満	56	11.2%
50%以上75%未満	28	5.6%
75%以上	<b>58</b>	<b>11.6%</b>
総計	500	100.0%

### 重要湿地の保護区指定状況(割合別)

保護地域との重複割合	箇所数	箇所数／総計
0%(保護区指定なし)	<b>198</b>	<b>31.3%</b>
25%未満	145	22.9%
25%以上50%未満	60	9.5%
50%以上75%未満	53	8.4%
75%以上	<b>177</b>	<b>28.0%</b>
総計	633	100.0%

# 重要里地里山及び重要湿地における絶滅危惧種の生息状況

- 重要地域のうち、**国内希少種の生息種数が10種以上の地域**は**19地域**。
- 最も種数が多かったのが「やんばる河川群」の17種となり、次いで「九州中央山地の源流域」 及び 「奄美大島・加計呂麻島・請島・与路島の里地里山」の15種であった。

【データ引用元】令和6年度30by30達成に向けた重要里地里山等における情報収集業務報告書（令和7年2月 環境省自然環境局自然環境計画課）

## 重要地域(重要里地里山+重要湿地)に分布する国内希少種が10種以上の地域

No.	重要地域(重要里地里山+重要湿地)	国内希少種(合計)	国内希少種	特定第一種	特定第二種	絶滅危惧種(合計)	絶滅危惧I類	絶滅危惧II類
1	やんばる河川群(沖縄県)	17	17	0	0	45	28	17
2	九州中央山地の源流域(鹿児島県)	15	11	0	4	57	23	34
3	奄美大島・加計呂麻島・請島・与路島の里地里山(鹿児島県)	15	13	0	2	52	32	20
4	八郎潟を含む秋田平野湖沼群(秋田県)	14	11	0	3	42	15	27
5	椿山(沖縄県)	13	13	0	0	28	13	15
6	西表島の平地部の陸水域(沖縄県)	13	11	0	2	93	56	37
7	雄物川中流域湖沼群(秋田県)	12	8	1	3	27	10	17
8	喜如嘉地区(沖縄県)	12	12	0	0	44	26	18
9	久米島の溪流・湿地(沖縄県)	12	11	0	1	36	17	19
10	西表島の山地陸水域(沖縄県)	11	11	0	0	42	23	19
11	野付半島、野付湾、尾岱沼(北海道)	10	10	0	0	33	11	22
12	釧路湿原(北海道)	10	8	0	2	29	11	18
13	湖北地方(滋賀県)	10	9	0	1	59	23	36
14	中海周辺(島根県)	10	7	0	3	52	15	37
15	祖母傾山系源流域(大分県)	10	6	0	4	35	14	21
16	中津海岸・宇佐海岸周辺(大分県)	10	7	0	3	59	22	37
17	だるま山周辺(沖縄県)	10	10	0	0	21	11	10
18	名蔵湾および名蔵川集水域(沖縄県)	10	10	0	0	100	39	61
19	浦内川(沖縄県)	10	10	0	0	99	51	48

※重要地域はかなり広大な面積が指定されている例も多く、生息種数のみで希少種の生息・生育地としての重要性を評価できないことに留意。

# 重要里地里山及び重要湿地における絶滅危惧種の生息状況

- 重要地域のうち、**国内希少種が10種以上、かつ絶滅危惧種が50種以上の地域**は**8地域**。

【データ引用元】令和6年度30by30達成に向けた重要里地里山等における情報収集業務報告書（令和7年2月 環境省自然環境局自然環境計画課）

重要地域(重要里地里山+重要湿地)に分布する国内希少種10種以上かつ絶滅危惧種50種以上の地域

No.	重要地域(重要里地里山+重要湿地)	国内希少種 (合計)	国内 希少種	特定 第一種	特定 第二種	絶滅危惧種 (合計)	絶滅危惧 I類	絶滅危惧 II類
1	九州中央山地の源流域(鹿児島県)	15	11	0	4	57	23	34
2	奄美大島・加計呂麻島・請島・与路島の里地里山(鹿児島県)	15	13	0	2	52	32	20
3	西表島の平地部の陸水域(沖縄県)	13	11	0	2	93	56	37
4	名蔵湾および名蔵川集水域(沖縄県)	10	10	0	0	100	39	61
5	浦内川(沖縄県)	10	10	0	0	99	51	48
6	湖北地方(滋賀県)	10	9	0	1	59	23	36
7	中津海岸・宇佐海岸周辺(大分県)	10	7	0	3	59	22	37
8	中海周辺(島根県)	10	7	0	3	52	15	37

※重要地域はかなり広大な面積が指定されている例も多く、生息種数のみで希少種の生息・生育地としての重要性を評価できないことに留意。

## 重要里地里山及び重要湿地における絶滅危惧種の生息状況のまとめ

- 重要里地里山・重要湿地は、絶滅危惧種の生息・生育地という観点でも、特に重要な地域が多いと考えられる。
  - 一方で、重要里地里山・重要湿地に選定されている地域についても、これら重要地域の選定区域の総面積のうち保護区指定されている割合は、重要里地里山：20.5%、重要湿地：25.8%に留まり、重要里地里山の全体数の51%にあたる255箇所で、選定区域の全ての範囲で何ら保護区が指定されていない等、重要里地里山・重要湿地に対する保護区の設定状況は十分とはいえない。
  - 実際に、資料1－2に紹介する事例のように、面積が比較的狭くかつ多くの絶滅危惧種が集中的に分布する場所であるにもかかわらず、何ら保護区が設定されていない例も多い。
- ⇒ 重要里地里山・重要湿地は、これまで生息地等保護区の指定実績のない特定第二種を含め、特に効率的に多くの絶滅危惧種の生息・生育地を保全する観点での保護区指定を進める上で、優先的に考えるべき場所の一つといえる。

(参考)

# 既存の保護区制度の概要及び生息地等の保全との関係

制度名	目的	概要
自然公園 (国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)	優れた自然の風景地の保護と、その利用の増進により、国民の保健、休養並びに教化及び生物の多様性の確保に寄与すること	<p>○指定対象</p> <p>国立公園:我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地 (国指定・国管理)</p> <p>国定公園:国立公園に準ずる優れた自然の風景地(国指定・都道府県管理)</p> <p>都道府県立自然公園:優れた自然の風景地(条例に基づき都道府県が指定・管理)</p> <p>○行為規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定区域内を特別保護地区、特別地域(第1種、第2種、第3種)、普通地域、海域公園地区等に区分し、ゾーニングによって、行為規制の程度が異なる。</li> </ul> <p>&lt;特別保護地区及び特別地域(許可制)&gt;</p> <p>工作物の新改築、土石の採取、土地の形状変更、木竹の伐採、動植物の捕獲・採取等など。</p> <p>&lt;普通地域(届出制)&gt;</p> <p>一定規模以上の工作物の新改築、土石の採取、土地の形状変更など。</p>

## 【希少種保全の観点から制度を検討した際に特筆すべき点等】

- 私有地を含め、広域に行為規制を行うことができ、同区域内に生息・生育する希少種にとっては、周囲の自然環境を含め、生息地等を保護区として一体的に保全することができる。
- 特別保護地区あるいは特別地域内での指定動植物として指定された種等については、捕獲が規制され、当該公園内においては、個体及び生息地等の保護を同時に達成できる。
- ただし、指定にあたっては自然環境の資質や面積規模等の指定要件(例えば国立公園であれば原則3万ha以上等)を満たすことが必要。

# 既存の保護区制度の概要及び生息地等の保全との関係

制度名	目的	概要
自然海浜保全地区	<p>瀬戸内海において著しく減少してしまった自然海浜について、残されたこれらの場を保全するとともに、再生・創出された藻場・干潟等を指定するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定対象:瀬戸内海の中で次の2つを満たす場所           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されている場所</li> <li>イ 海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる場所</li> </ul> </li> <li>○行為規制(届出制)           <p>工作物の新築、土地の形の変更、鉱物の掘採、土石の採取など</p> </li> <li>○指定権限は府県知事。</li> </ul> <p>【希少種保全の観点から制度を検討した際に特筆すべき点等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○瀬戸内海の自然海岸に生息・生育する種については、結果的に生息地等の保全に繋がる可能性がある。</li> </ul>

# 既存の保護区制度の概要及び生息地等の保全との関係

制度名	目的	概要
自然環境保全地域 (原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域)	自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他都道府県自然環境保全地域)の自然環境の適切な保全を、総合的に推進すること	<p>○原生自然環境保全地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定対象:原生の自然状態を維持している地域</li> <li>・規制行為(原則禁止):工作物の新改増築、土地の形状変更、土石の採取、木竹の伐採、動植物の捕獲・採取など</li> </ul> <p>○自然環境保全地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定対象:優れた天然林、自然環境が優れた状態を維持する海岸・湖沼・湿原・河川・海域、野生動植物の生息地等</li> <li>ア. 高山・亜高山性植生(1,000ha以上)、優れた天然林(100ha以上)</li> <li>イ. 特異な地形・地質・自然現象(10ha以上)</li> <li>ウ. 優れた自然環境を維持する湖沼・海岸・湿原等(10ha以上)</li> <li>エ. <u>野生動植物の生息地等のうち、ア～ウと同程度の自然環境を有している地域(10ha以上)</u></li> </ul> <p>・行為規制</p> <p>特別地区(許可制):工作物の新改増築、土地の形状変更、土石の採取、木竹の伐採など</p> <p>特別地区内野生動植物保護地区(原則禁止):指定動植物の捕獲・採取等</p> <p>海域特別地区(許可制):工作物の新改増築、海底の形状変更、土石の採取、指定動植物の捕獲・採取など</p> <p>普通地区(届出制):一定規模以上の工作物の新改増築、土地の形質変更等</p> <p>【希少種保全の観点から制度を検討した際に特筆すべき点等】</p> <p>○原生自然環境地域では、<u>生息地等保護区よりも厳格な保護が期待できる。</u></p> <p>○それ以外の地域であっても、要件「エ」によって指定された場所については、生息地等保護区と同等の保護が期待できる</p> <p>○原生自然環境保全地域については動植物の捕獲・採取や土地の形状変更が原則禁止され、当該地域内においては、個体の保護と生息地等の保護を同時に達成できる。</p>

# 既存の保護区制度の概要及び生息地等の保全との関係

制度名	目的	概要
鳥獣保護区 (特別保護地区)	鳥獣の保護の見地から、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の生息地の保護を図るために必要があると認める区域の保護を図ること	<p>○指定対象: 鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる区域 具体的には、以下のいずれかに該当する区域。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)大規模生息地(10,000ha以上)</li> <li>(2)集団渡来地</li> <li>(3)集団繁殖地</li> <li>(4)<u>希少鳥獣生息地(21か所)</u></li> </ul> <p><u>環境省レッドリストで絶滅危惧種と評価された鳥獣又は絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣の生息地</u>  ※20年以内の鳥獣保護区の指定期間内で指定。更新あり。</p>
		<p>○行為規制(許可制)  工作物の新改増築、水面の埋立・干拓、木竹の伐採など。  (特別保護指定区域においては、車馬・動力船の使用、撮影行為なども規制)</p>
		<p><b>【希少種保全の観点から制度を検討した際に特筆すべき点等】</b></p>
		<p>○保護区の対象となる種は鳥類又は哺乳類に限定されるものの、「希少鳥獣生息地」に該当するとして指定される場合は、<u>国内希少種以外の絶滅危惧種も対象とすることができます。</u></p>
		<p>○現状、鳥類又は哺乳類を対象とする生息地等保護区の指定事例はないが、鳥獣保護区特別保護地区内については、生息地等保護区とほぼ同程度の保護が期待できる(ただし更新制)。</p>
		<p>○「希少鳥獣生息地」として鳥獣保護区に指定されているのは現時点で21か所であり、<u>鳥類及び哺乳類</u>については、今後、生息地等保護区との役割分担を整理する必要がある。</p>

# 既存の保護区制度の概要及び生息地等の保全との関係

制度名	目的	概要
近郊緑地特別保全地区及び特別緑地保全地区	<p>&lt;近郊緑地特別保全地区&gt;</p> <p>首都圏及び近畿圏近郊の緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しいものを保全すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定対象</li> <li>&lt;近郊緑地特別保全地区&gt;           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に<u>良好な自然の環境を有するもの(首都圏)</u></li> <li>・無秩序な市街地化のおそれが特に大きいもの(近畿圏)</li> <li>・地域住民の健全な心身の保持・増進または公害もしくは災害の防止効果が特に著しいもの</li> </ul> </li> </ul>
	<p>&lt;特別緑地保全地区&gt;</p> <p>都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生物多様性の確保に配慮したまちづくりのための動植物の生息地又は生育地となる緑地等の保全すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;特別緑地保全地区&gt;           <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>動植物の生息地・生育地として適正に保全する必要があり、住民の健全な生活環境の確保のため必要なもの</u></li> <li>・風致又は景観が優れ、住民の健全な生活環境の確保のため必要なもの</li> <li>・神社・寺院の緑地等、伝統又は文化的意義を有するもの</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○規制行為(許可制):工作物の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立て又は干拓等</li> <li>○指定権限は地方自治体</li> <li>○一定の場合には、指定自治体が土地を買い上げ</li> </ul> <p>【希少種保全の観点から制度を検討した際に特筆すべき点等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象が都市緑地に限定されるが、都市部の希少種の生息環境の保全に寄与している可能性がある</li> </ul>

# 既存の保護区制度の概要及び生息地等の保全との関係

制度名	目的	概要
天然記念物	<p>我が国にとって学術上価値が高い動物、植物及び地質鉱物のうち重要なものを文化財として指定して保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定対象 動植物及び地質鉱物で日本にとって学術上価値の高いもののうち重要なもの ※個体のみが規制される場合と、生息・生育地も規制される場合がある</li> <li>○規制行為(許可制) <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象物の現状を変更する行為(物理的作為的変更を加えるもの)</li> <li>・保存に影響を及ぼす行為(物理的に現状を変更する行為ではないが、将来に渡り影響を及ぼす行為)であって、その影響が軽微ではないもの</li> </ul> </li> </ul> <p>【希少種保全の観点から制度を検討した際に特筆すべき点等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○区域指定を伴う場合、生息地等保護区よりも環境を改变する行為に対して厳格な保護が期待できる</li> <li>○ただし、区域指定を伴わず指定された動物については、種の保存法における現状と同様、個体の殺傷等は規制されるが、生息地に対しては直接の規制はかかるない</li> </ul>

# 既存の保護区制度の概要及び生息地等の保全との関係

制度名	目的	概要
保護林 (森林生態系 保護地域)	国有林野のうち、日本の気候 帯又は森林帯を代表する原生 的な天然林の保護・管理	<p>○設定対象</p> <p>日本の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林(原則2,000ha以上)</p>
保護林 (生物群集保 護林)	国有林野のうち、地域固有の 生物群集を有する森林の保 護・管理	<p>○設定対象</p> <p>ア. 自然状態が十分保存された天然林を中心とした、<u>地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域</u>(300ha以上)</p> <p>イ. 自然状態が十分保存された天然林を中心に、地域固有の生物群集が存在し、今後、復元の取組が見込まれる森林を周辺部に包含する区域(1000ha以上)</p>
保護林 (希少個体群 保護林)	国有林野のうち、希少な野生 生物の生育・生息に必要な森 林の保護・管理	<p>○設定対象</p> <p>次のいずれかに該当する個体群を有し、原則として当該個体群がその存続に必要な条件を含む5ha 以上の区域のうち、特に保護・管理を必要とする区域</p> <p>ア 希少化している個体群 イ 分布限界域等に位置する個体群 ウ 他の個体群から隔離された同種個体群 など</p>
緑の回廊	野生生物の生育・生息地を結 ぶ移動経路を確保することに より、個体群の交流を促進し、 種の保全や遺伝的な多様性を 確保すること	<p>○設定対象</p> <p>緑の回廊の趣旨・目的を踏まえ、野生生物の分布、生態、付近の保護林の設定状況等を考慮し、適切に設定</p> <p>【希少種保全の観点から制度を検討した際に特筆すべき点等】</p> <p>○法律に基づく制度ではないが、<u>国有林内に生息・生育する種</u>に対しては、保護区とほぼ同等の機能が期待できる</p> <p>○自然公園と同様、<u>広域に設定されること</u>から、同区域内に生息・生育する希少種にとっては、周囲の自然環境や移動経路を含め、生息地等を保護区として一体的に保全することができる</p>